平成２３年（フ）第４１５７号
東京都目黒区目黒１丁目22―４
破産者　梅本　博史
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１５８号
東京都江東区大島６丁目１―２―1424
破産者　菊地　　忠
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１６５号
東京都足立区保木間２丁目５―17
破産者　高橋　正二
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４１６９号
埼玉県さいたま市見沼区春野１丁目６―７―203
破産者　松井　明子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２０２号
東京都中野区弥生町４丁目34―６―201
破産者　山下　　保
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２１５号
埼玉県越谷市大字大泊579―55
破産者　福井　政貴
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２１６号
東京都目黒区上目黒１丁目26―２―1203
破産者　秋山　剛良
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２２５号
東京都江戸川区松江３丁目17―３―103
破産者　木原　国弘
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２６６号
東京都品川区旗の台５丁目27―７―201
破産者　三枝　雅明
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３０６号
東京都葛飾区南水元１丁目４―12
破産者　関沢　忠三
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３３７号
東京都北区東田端１丁目３―５―402
破産者　栗田　整子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４３６号
埼玉県狭山市大字北入曽1013―４　アメニティーパレスⅡ202
破産者　飛田和一義
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４５号
神奈川県大和市福田２丁目15―６―102
破産者　綾部　　誠
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４６号
神奈川県大和市福田２丁目15―６―102
破産者　綾部阿志木（旧姓高岩）
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４８号
東京都中野区白鷺１丁目７―24―404
破産者　石川　忠夫
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４４９号
東京都中野区白鷺１丁目７―24―404
破産者　石川　泰子
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４５１号
東京都葛飾区新小岩２丁目39―10―401
破産者　山上　晃弘
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４８号
東京都新宿区新宿１丁目27番２号
破産者　株式会社Ｌ．Ｅ．Ａ．Ｄ．
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０４２号
東京都渋谷区恵比寿１丁目22番３号
破産者　有限会社磐梯向滝
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０４３号
福島県郡山市久留米４丁目111―２
破産者　上野四登美
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５８７号
東京都国立市富士見台３丁目26番地の４
破産者　栄進工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５８８号
東京都国立市谷保5938―２―201
破産者　野中　友喜
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部